

令和2年5月7日

加入者 各位

東京都電気工事健康保険組合

緊急事態宣言延長に伴う当健康保険組合業務にかかる措置について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大を食い止めるため、国民に外出自粛等を強く要請する緊急事態宣言が延長されることとなりました。

当健康保険組合は、緊急事態宣言下における加入者の皆さまの健康と生活を守るため、業務継続をしているところであります。このため、加入者の皆さまへの感染予防、社会全体に対する感染拡大の抑止という安全配慮のため、また、国からの指示によって、緊急事態宣言が発せられている期間について、下記のとおりの体制で業務を実施させていただいておりますが、緊急事態宣言が終了するまでの期間につき延長させていただきたく存じます。

加入者の皆さまにおかれましては、ご不便とご迷惑をおかけし、大変恐縮ではございますが、業務継続のための措置にご理解をいただき、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. お電話での受付時間

平日午前10時から午後3時までとさせていただきます。

(健康保険組合業務時間は従来どおり平日午前9時から午後5時)

2. ご郵送でのお手続きのお願い

ご来所でのお手続きにつきましては、ご移動によってお客様の感染リスクが高まります。出来る限り、ご郵送でのお手続きにご協力ください。

3. 職員の時間差勤務

職員について、感染予防の観点から、混雑時間を避けて通勤させます。

職員一同、感染拡大防止に最善を尽くしてまいります。

※今後の状況により、その都度、最善の対応をしてまいります。